



能 発 0215 第 4 号
平成 25 年 2 月 15 日

全国専修学校各種学校総連合会会長 殿

厚生労働省職業能力開発局長



職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 15 号。以下「改正省令」という。）及び技能検定の受検資格を定める件の一部を改正する告示（平成 25 年厚生労働省告示第 21 号。以下「改正告示」という。）が別添のとおり本日公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されるところです。

これらの改正の内容は下記のとおりですので、御了知の上、その運用に遺漏のないよう御配慮願います。

記

1 3 級の技能検定に係る受検資格の改正

3 級の技能検定に係る受検資格の改正の概要は以下のとおりである。

- (1) 3 級技能検定を受検する際に必要な準則訓練の総訓練時間の要件を除くこと。（改正省令第 64 条の 4 第 1 項第 3 号及び第 3 項第 3 号）
- (2) 3 級技能検定を受検する際に必要な実務経験の期間の要件を除くこと。（改正省令第 64 条の 4 第 2 項）
- (3) 3 級技能検定を受検する際に必要な各種学校の授業時数の要件を除くこと。（改正省令第 64 条の 2 第 2 項第 8 号）
- (4) 3 級技能検定を受検する際に必要な専修学校又は各種学校の厚生労働大臣指定の要件を除くこと。（改正省令第 64 条の 3 第 3 項並びに第 64 条の 4 第 3 項第 6 号及び第 7 号）
- (5) 受刑者職業訓練及び職業補導の時間数の要件を除くこと。また受刑者職

業訓練及び職業補導を受けている者にも受検資格を付与すること。（改正告示第3条第13号及び第14号）

- （6）求職者支援訓練を修了した者又はを受けている者に3級技能検定の受検資格を付与すること。（改正告示第3条第15号及び第16号）

2 基礎1級及び基礎2級の技能検定に係る受検資格の改正

基礎1級及び基礎2級（以下「基礎級」という。）の技能検定に係る受検資格の改正の概要は以下のとおりである。

- （1）基礎級技能検定を受検する際に必要な準則訓練の総訓練時間の要件を除くこと。（改正省令第64条の5第1項第3号及び第3項第3号）
- （2）基礎級技能検定を受検する際に必要な実務経験の期間の要件を除くこと。（改正省令第64条の5第2項）
- （3）基礎級技能検定を受検する際に必要な各種学校の授業時数の要件を除くこと。（改正省令第64条の2第2項第8号）
- （4）基礎級技能検定を受検する際に必要な専修学校又は各種学校の厚生労働大臣指定の要件を除くこと。（改正省令第64条の3第3項並びに第64条の5第3項第6号及び第7号）
- （5）受刑者職業訓練及び職業補導の時間数の要件を除くこと。また受刑者職業訓練及び職業補導を受けている者にも受検資格を付与すること。（改正告示第3条第13号及び第14号）
- （6）求職者支援訓練を修了した者又はを受けている者に基礎級技能検定の受検資格を付与すること。（改正告示第3条第15号及び第16号）

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令について

1 現行制度の概要

技能検定は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項及び職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号）第 2 条の規定に基づき、平成 24 年 4 月現在 129 職種が設けられている。

【技能検定の等級】

技能検定の等級は、法第 44 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「則」という。）第 61 条及び別表第 11 の 4 により、職種毎に特級、1 級、2 級、3 級、基礎 1 級、基礎 2 級及び等級に区分しない単一等級に区分されている。

【技能検定の受検資格】

技能検定の受検資格は、法第 45 条に基づき、等級毎に則第 64 条から第 64 条の 7 までの規定により定められている。

2 改正の趣旨及び内容

（1）改正の趣旨

我が国の基幹産業であるものづくり分野については、近時、経済のグローバル化による国際競争の激化、少子高齢化の進展や若者の技能離れといった変化に直面している。

こうした状況の中、今後とも我が国が持続的な発展を遂げるためにも、労働者の技能向上の目標や企業内の人材育成のツールとして、ものづくり産業の発展に貢献してきた技能検定制度について、安定的に維持するための基盤強化を図る必要がある。

少子高齢化の状況下においても、3 級の技能検定の受検者数は増加しており、今後とも若年労働者の受検を促し続けることが必要であるが、

- 労働者の技能を評価し、向上を図るツールである技能検定を若年労働者が活用することは、受検者本人の職業キャリア形成に役立つことから、その職業人生の初期の段階から活用できることが望ましいこと、
- 3 級の技能検定は、初級の技能労働者を対象にしていること、
- 平成 24 年 7 月に取りまとめられた「技能検定等技能振興の在り方に関する検討会報告書」において「若年技能者の受検を容易にするための受検資格の緩和」について検討が必要とされたこと、

から、3 級の技能検定の受検資格を緩和し、その受検者数の増加を図ることは、技能検定制度の基盤強化や、若年労働者の職業キャリア形成の支援に資するものと考えられる。

また、技能検定を受けることができる者は、法第 45 条において、

- ・厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者（第 1 号）
- ・厚生労働省令で定める実務の経験を有する者（第 2 号）
- ・前二号に掲げる者に準ずる者で、厚生労働省令で定めるもの（第 3 号）

となっている。このうち、第2号の実務の経験を有する者は、3級の技能検定について、検定職種に関し6月以上の実務の経験を有する者（則第64条の4第2項）となっており、一定期間を経過しないと受検できないことになっている。

一方で、法第45条第3号の「準ずる者」は、3級の技能検定について、検定職種に関し、

- ・職業訓練を受けている者（則第64条の4第3項第1号から第3号）
- ・指導員訓練を受けている者（同項第5号）
- ・大学等の学科に在学する者（同項第7号）

等とされている。

また、3級の技能検定の合格には、検定職種ごとの初級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度（則第62条第4号）が求められている。

ここで、

- 職業訓練を受けている者等は、訓練等の期間に関わらず受検できること、
- 3級の技能検定は、初級の技能労働者を想定していること、

に鑑みると、3級の技能検定の受検資格のうち、

- ・則第64条の4第2項の実務の経験を有する者について、「六月以上の実務の経験を有する」という要件
- ・則64条の4第1項第3号及び第3項第3号の短期課程の普通職業訓練について「総訓練時間が七百時間以上のもの」という要件その他一定時間数を定めた要件

を撤廃することとする。

なお、基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格には、検定職種ごとの基本的な業務を遂行するために必要な技能及びこれに関する知識の程度（則第62条第5号及び第6号）が求められており、3級の技能検定の受検資格との均衡を図るため、3級の技能検定と同様に受検資格要件の見直しを行うこととする。

（2）改正の内容

別添のとおり。

3 公布日

平成25年2月15日

4 施行期日

平成25年4月1日

3 級及び基礎 1・2 級の技能検定の受検資格の緩和について(改正省令の概要)

1 技能検定の受検資格の改正(第64条の2、第64条の3、第64条の4及び第64条の5)

該当条文	変更内容	改正主旨
第64条の2 (1 級の技能検定の受検資格)	第 2 項第 8 号のうち、「から第六十四条の六まで」を「及び第六十四条の六」に改める。	3 級及び基礎級について、各種学校の授業時数の要件を除くもの
第64条の3 (2 級の技能検定の受検資格)	第 3 項第 3 号のうち、「次条第三項及び第六十四条の五第三項において同じ。」を削る。	3 級及び基礎級について、専修学校の厚生労働大臣指定の要件を除くもの
第64条の4 (3 級の技能検定の受検資格)	第 1 項第 3 号のうち、「であつて総訓練時間が七百時間以上のもの」を削る。	準則訓練の時間数の要件を除くもの
	第 2 項のうち、「六月以上の」を削る。	実務の経験の期間の要件を除くもの
	第 3 項第 3 号のうち、「であつて総訓練時間が七百時間以上のもの」を削る。	準則訓練の時間数の要件を除くもの
	第 3 項第 6 号及び第 7 号のうち、「(厚生労働大臣が指定するものに限る。)」を削る。	専修学校又は各種学校の厚生労働大臣指定の要件を除くもの
第64条の5 (基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定の受検資格)	第 1 項第 3 号のうち、「であつて総訓練時間が三百五十時間以上のもの」を削る。	準則訓練の時間数の要件を除くもの
	第 2 項のうち、「基礎一級の技能検定については検定職種に関し四月以上の実務の経験を有する者とし、基礎二級の技能検定については検定職種に関し二月以上の」を「検定職種に関し」に改める。	実務の経験の期間の要件を除くもの
	第 3 項第 3 号のうち、「であつて総訓練時間が三百五十時間以上のもの」を削る。	準則訓練の時間数の要件を除くもの
	第 3 項第 6 号及び第 7 号のうち、「(厚生労働大臣が指定するものに限る。)」を削る。	専修学校又は各種学校の厚生労働大臣指定の要件を除くもの

改 正 案	現 行
第六十四条の二 （略） 2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、一級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 七 （略） 八 学校教育法による専修学校（第五号から前号までに規定するものを除く。）又は各種学校（授業時数が八百時間以上のものに限り。以下次条及び第六十四条の六において同じ。）のうち厚生労働大臣が指定するものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し六年（授業時数が千六百時間以上三千二百時間未満のものを修めて卒業した者にあつては五年、授業時数が三千二百時間以上のものを修めて卒業した者にあつては四年）以上の実務の経験を有するもの 九 （略） 3 （略） 第六十四条の三 （略） 2 （略） 3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、二級の技能検	第六十四条の二 （略） 2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、一級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 七 （略） 八 学校教育法による専修学校（第五号から前号までに規定するものを除く。）又は各種学校（授業時数が八百時間以上のものに限り。以下次条から第六十四条の六までにおいて同じ。）のうち厚生労働大臣が指定するものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し六年（授業時数が千六百時間以上三千二百時間未満のものを修めて卒業した者にあつては五年、授業時数が三千二百時間以上のものを修めて卒業した者にあつては四年）以上の実務の経験を有するもの 九 （略） 3 （略） 第六十四条の三 （略） 2 （略） 3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、二級の技能検
定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 二 （略） 二 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校（同法第百三十二条に規定する専門課程、学校教育法施行規則第百五十条第三号若しくは第百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するもの又は厚生労働大臣が指定するものに限り。）又は各種学校（厚生労働大臣が指定するものに限り。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者 四 （略） 第六十四条の四 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める進則訓練を修了した者は、三級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 二 （略） 二 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練を修了した者 2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、三級の技能検定については、検定職種に関し実務の経験を有する者とする。 3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、三級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。	定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 二 （略） 二 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校（同法第百三十二条に規定する専門課程、学校教育法施行規則第百五十条第三号若しくは第百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するもの又は厚生労働大臣が指定するものに限り。次条第三項及び第六十四条の五第三項において同じ。）又は各種学校（厚生労働大臣が指定するものに限り。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者 四 （略） 第六十四条の四 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める進則訓練を修了した者は、三級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 二 （略） 二 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のものを修了した者 2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、三級の技能検定については、検定職種に関し六月以上の実務の経験を有する者とする。 3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、三級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〇二二（略）	二 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練を受けている者
三〇二二五（略）	
六 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校において検定職種に関する学科を修めて卒業した者	
七 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校において検定職種に関する学科に在学する者	
八（略）	
第六十四条の五 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める進則訓練を修了した者は、基礎一級及び基礎二級の技能検定については、それぞれ次の各号のいずれかに該当する者とする。	
一〇二二（略）	
二 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練を修了した者	
2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、 <u>検定職種に関し実務の経験を有する者</u> とする。	

一〇二二（略）	二 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のものを受けている者
三〇二二五（略）	
六 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校（厚生労働大臣が指定するものに限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者	
七 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校（厚生労働大臣が指定するものに限る。）において検定職種に関する学科に在学する者	
八（略）	
第六十四条の五 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める進則訓練を修了した者は、基礎一級及び基礎二級の技能検定については、それぞれ次の各号のいずれかに該当する者とする。	
一〇二二（略）	
二 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が三百五十時間以上のものを修了した者	
2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、 <u>基礎一級の技能検定については検定職種に関し四月以上の実務の経験を有する者とし、基礎二級の技能検定については検定職種</u>	

3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、基礎一級及び基礎二級の技能検定については、それぞれ次の各号のいずれかに該当する者とする。	
一〇二二（略）	
二 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練を受けている者	
三〇二二五（略）	
六 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校において検定職種に関する学科を修めて卒業した者	
七 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校において検定職種に関する学科に在学する者	
八（略）	

3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、基礎一級及び基礎二級の技能検定については、それぞれ次の各号のいずれかに該当する者とする。	
一〇二二（略）	
二 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が三百五十時間以上のものを受けている者	
三〇二二五（略）	
六 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校（厚生労働大臣が指定するものに限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者	
七 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校（厚生労働大臣が指定するものに限る。）において検定職種に関する学科に在学する者	
八（略）	

技能検定の受検資格を定める告示の一部を改正する告示について

1 現行制度の概要

技能検定は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項及び職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号）第 2 条の規定に基づき、平成 24 年 4 月現在 129 職種が設けられている。

【技能検定の等級】

技能検定の等級は、法第 44 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「則」という。）第 61 条及び別表第 11 の 4 により、職種毎に特級、1 級、2 級、3 級、基礎 1 級、基礎 2 級及び等級に区分しない単一等級に区分されている。

【技能検定の受検資格】

技能検定の受検資格は、法第 45 条に基づき、等級毎に則第 64 条から第 64 条の 7 までの規定により定められている。

2 改正の趣旨及び内容

(1) 改正の趣旨

我が国の基幹産業であるものづくり分野については、近時、経済のグローバル化による国際競争の激化、少子高齢化の進展や若者の技能離れといった変化に直面している。

こうした状況の中、今後とも我が国が持続的な発展を遂げるためにも、労働者の技能向上の目標や企業内の人材育成のツールとして、ものづくり産業の発展に貢献してきた技能検定制度について、安定的に維持するための基盤強化を図る必要がある。

少子高齢化の状況下においても、3 級の技能検定の受検者数は増加しており、今後とも若年労働者の受検を促し続けることが必要であるが、

- 労働者の技能を評価し、向上を図るツールである技能検定を若年労働者が活用することは、受検者本人の職業キャリア形成に役立つことから、その職業人生の初期の段階から活用できることが望ましいこと、
- 3 級の技能検定は、初級の技能労働者を対象にしていること、
- 平成 24 年 7 月に取りまとめられた「技能検定等技能振興の在り方に関する検討会報告書」において「若年技能者の受検を容易にするための受検資格の緩和」について検討が必要とされたこと、

から、3 級の技能検定の受検資格を緩和し、その受検者数の増加を図ることは、技能検定制度の基盤強化や、若年労働者の職業キャリア形成の支援に資するものと考えられる。

また、技能検定を受けることができる者は、法第 45 条において、

- ・厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者（第 1 号）
- ・厚生労働省令で定める実務の経験を有する者（第 2 号）
- ・前二号に掲げる者に準ずる者で、厚生労働省令で定めるもの（第 3 号）

となっている。このうち、第2号の実務の経験を有する者は、3級の技能検定について、検定職種に関し6月以上の実務の経験を有する者（則第64条の4第2項）となっており、一定期間を経過しないと受検できないことになっている。

一方で、法第45条第3号の「準ずる者」は、3級の技能検定について、検定職種に関し、

- ・職業訓練を受けている者（則第64条の4第3項第1号から第3号）
- ・指導員訓練を受けている者（同項第5号）及び大学等の学科に在学する者（同項第7号）

等とされている。

また、3級の技能検定の合格には、検定職種ごとの初級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度（則第62条第4号）が求められている。

ここで、

- 職業訓練を受けている者等とは、訓練等の期間に関わらず受検できること、
- 3級の技能検定は、初級の技能労働者を想定していること、

に鑑みると、3級の技能検定の受検資格のうち、昭和45年労働省告示第18号（技能検定の受検資格を定める件）第3条第13号及び第14号の

- ・刑務所若しくは少年刑務所における受刑者職業訓練について「訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千四百時間以上であるもの」という要件
- ・中等少年院若しくは特別少年院における職業補導について「補導期間及び補導時間の基準がそれぞれ一年及び千四百時間以上であるもの」という要件

を撤廃することとする。

また、平成23年10月1日に施行された職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条の規定により認定された職業訓練について、上記受検資格との均衡を図るため、3級の受検資格を付与することとする。

なお、基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格には、検定職種ごとの基本的な業務を遂行するために必要な技能及びこれに関する知識の程度（則第62条第5号及び第6号）が求められており、3級の技能検定の受検資格との均衡を図るため、3級の技能検定と同様に受検資格要件の見直しを行うこととする。

(2) 改正の内容

別添のとおり。

3 公布日

平成25年2月15日

4 施行期日

平成25年4月1日

3級及び基礎1・2級の技能検定の受検資格の緩和について(改正告示の概要)

1 技能検定の受検資格の改正(第3条)

該当条文	変更内容	改正主旨
第3条	第13号のうち、「であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千四百時間以上であるもの」及び「であつて補導期間及び補導時間の基準がそれぞれ一年及び千四百時間以上であるもの」を削る。	受刑者職業訓練及び職業補導の時間数の要件を除くもの。
	第14号のうち、「であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千四百時間以上であるもの」を削り、「修了した者」を「受けている者」に改め、「であつて補導期間及び補導時間の基準がそれぞれ一年及び千四百時間以上であるもの」を削る。	受刑者職業訓練及び職業補導の時間数の要件を除くもの。
	新たに「検定職種に関し、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第一項の規定により認定された職業訓練を修了した者」及び「検定職種に関し、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条の規定により認定された訓練を受けている者」の2号を加える。	求職者支援訓練を修了した者又は受けている者に受検資格を新たに付与するもの。

昭和四十五年労働省告示第十八号（技能検定の受検資格を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照条文
○昭和四十五年労働省告示第十八号（技能検定の受検資格を定める件）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第三条 規則第六十四条の四第三項第八号及び第六十四条の五第三項第八号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一〇十二 （略） 十三 検定職種に関し、法務省設置法による刑務所若しくは少年刑務所における受刑者職業訓練を修了した者又は少年院法による中等少年院若しくは特別少年院における職業補導を修了した者 十四 検定職種に関し、法務省設置法による刑務所若しくは少年刑務所における受刑者職業訓練を受けている者又は少年院法による中等少年院若しくは特別少年院における職業補導を受けている者 十五 検定職種に関し、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号。以下「求職者支援法」という。）第四条第一項の規定により認定された職業訓練を修了した者	第三条 規則第六十四条の四第三項第八号及び第六十四条の五第三項第八号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一〇十二 （略） 十三 検定職種に関し、法務省設置法による刑務所若しくは少年刑務所における受刑者職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千四百時間以上であるものを修了した者又は少年院法による中等少年院若しくは特別少年院における職業補導であつて補導期間及び補導時間の基準がそれぞれ一年及び千四百時間以上であるものを修了した者 十四 検定職種に関し、法務省設置法による刑務所若しくは少年刑務所における受刑者職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千四百時間以上であるものを修了した者又は少年院法による中等少年院若しくは特別少年院における職業補導であつて補導期間及び補導時間の基準がそれぞれ一年及び千四百時間以上であるものを受けている者
十六 検定職種に関し、求職者支援法第四条第一項の規定により認定された職業訓練を受けている者 十七 厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者	十五 厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者

技能検定の受検資格一覧表

(単位 年)

受 検 対 象 者 (※1)		特級	1 級		2 級		3 級 (※6)	基礎 1 級 (※6)	基礎 2 級 (※6)	単 一 等 級	分類記号(※7)		
		1 級 合格 後	2 級 合格 後	3 級 合格 後	3 級 合格 後	3 級 合格 後					直接 受 検	下 位 級 合 格	3 級 在 学 生 等
実務経験のみ			7		2		0 ※8	0 ※8	0 ※8	3	ワ		ー
専門高校卒業 ※2 専修学校（大学入学資格付与課程 に限る）卒業			6		0		0	0	0	1	ヌレ		
短大・高専・高校専攻科卒業 ※2 専修学校（大学編入資格付与課程 に限る）卒業			5		0		0	0	0	0	リレ	ヨ	
大学卒業 ※2 専修学校（大学院入学資格付与課程 に限る）卒業			4		0		0	0	0	0	チレ		
専修学校 ※3 又は 各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定 したものに限る。)	800h以上	5	6	2	4	0	0 ※9	0 ※9	0 ※9	1	ヲ		
	1600h以上		5		0	0	0 ※9	0 ※9	0 ※9	1	ル-2	カ	
	3200h以上		4		0	0	0 ※9	0 ※9	0 ※9	0	ル		
短期課程の普通職業 訓練修了 ※4	700h以上		6		0	0	0 ※5	0 ※5	0 ※5	1	ハ	ホ	
普通課程の普通職業 訓練修了 ※4	2800h未満		5		0	0	0	0	0	1	ハ	ホ	
	2800h以上		4		0	0	0	0	0	0	ロ		
専門課程の高度職業訓練修了 ※4			3	1	2	0	0	0	0	0	イ	ニ	
応用課程の高度職業訓練修了			1		0	0	0	0	0	0	ソ	ツ	
長期課程の指導員訓練修了			1		0	0	0	0	0	0	ト	ー	
職業訓練指導員免許取得			1		ー	ー	ー	ー	ー	0	へ	ー	ー

※1：検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。

※2：学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。・・・(イ)

※3：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※4：職業訓練法の一部を改正する法律（昭和 53 年法律第 40 号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 67 号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練（いずれも 800 時間以上のものに限る。）を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

※5：総訓練時間が 700 時間未満のものを含む。

※6：3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者等も受検できる。

※7：特級、基礎 1 級及び基礎 2 級について分類記号は不要である。

※8：検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。

※9：当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。